

福島区マスコットキャラクター使用承認申請書

令和 元 年 5 月 7 日

福島区 長

申請者

住 所 福島区〇〇1-1-1

氏 名 〇〇法人 ▲▲協会

会長 ■□ ○○

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること)

福島区マスコットキャラクターを以下のとおり使用したいので、申請します。なお、申請にあたり裏面の注意事項について確認し、使用の際はこれを遵守します。また、キャラクター使用において発生した損失について、貴区役所に補償等の要求はしません。

1 使用対象物件

具体的な商品名・製造物名を記入します

2 使用目的

キャラクターの使用目的を具体的に記入してください

(例)福島区内限定で販売するため 区の組織として区民に認知してもらうため

3 使用方法

〇〇にマスコットキャラクターのデザインを印刷する

4 使用場所または地域

福島区内

5 使用(予定)期間

令和 元 年 6 月 1 日 ~ 令和 元 年 12 月 31 日

6 使用数量(製造個数)

〇〇個

有償・無償にいずれか○印を

有償の場合は売価(予定も含む)も記載

7 有償または無償の別

有償(売価

円)

・

無償

8 担当者連絡先

<添付資料>

- ・レイアウト・設計図など使用方法がわかるもの(企画書等)
- ・申請者の概要、現況を示すもの

申請のために新たに作成することまでは求めません。
既存の資料を活用していただいて結構です。
法人の場合は、法人の定款または寄附行為、事業概要
などを添付してください。

[注意事項]

- (1) 承認された用途のみに使用し、福島区長（以下「区長」という。）の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 区長が特に認めた場合を除き、区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (4) 区長が特に認めた場合を除き、福島区のマスコットキャラクターであることを明記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。
- (7) 使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、福島区マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ区長に提出し、その承認を受けること。